

記者資料提供（平成 24 年 7 月 13 日）

環境局環境創造部環境保全指導課 岸本、望月

TEL : 078-322-6420 (内線: 3629)

土壤汚染対策法第14条第1項に基づく指定の申請による

「形質変更時要届出区域」の指定

<灘区岩屋北町 1 丁目 >

1. 概要

灘区岩屋北町 1 丁目の土地において、事業者が実施した自主的な土壤汚染状況調査により、土地の一部で六価クロム及び鉛が土壤の指定基準を超過していたとして、土壤汚染対策法（以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づく区域の指定の申請があった。

審査の結果、当該調査は公正かつ法に基づく方法で行われていることが認められた。

当該土地はアスファルト等で覆われており、飛散等による土壤の直接摂取のおそれではなく、周辺で地下水の飲用も確認されていないことから、人の健康に被害が生じるおそれがないと判断し、「形質変更時要届出区域」に指定した。

なお、土地所有者により自主的に実施された当該土地の地下水調査では、六価クロム及び鉛は地下水基準に適合したことが確認されている。

今後、汚染土壤の掘削除去が予定されており、本市では周辺環境への影響が生じないよう指導していく。

2. 区域指定

(1) 指定する区域 灘区岩屋北町 1 丁目 8 番 2 の一部 (106.27 平方メートル)
灘区岩屋北町 1 丁目 8 番 3 の一部 (376.11 平方メートル)
の合計 482.38 平方メートル (別図のとおり)

(2) 指定の区分 形質変更時要届出区域

(3) 指定年月日 平成 24 年 7 月 13 日

(4) 指定する特定有害物質

六価クロム化合物、鉛及びその化合物

(5) 指定の理由

土壤の一部が指定基準を超過したが、健康被害を生ずるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第 11 条第 1 項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

3. 指定の申請の概要

(1) 申請者（土地所有者） 財団法人 兵庫県予防医学協会

(2) 申請者が行った自主的な土壤汚染状況調査結果の概要

・調査対象物質

第二種特定有害物質 9 物質

・土地の地歴調査結果

当該土地の北側部分は、大正 12 年頃から鉄道用地として利用されていた。当該土地の南側部分は、更地であった後、昭和 41 年頃から住宅、倉庫、ガレージ、工業所、建設会社作業所、工作所などが立地しており、平成 7 年頃から平成 11 年頃までは仮設住宅用地として利用されていた。現在は、駐車場として利用されている。

・土壤の測定結果

六価クロム化合物の溶出量で最大0.07mg/L(指定基準値0.05mg/Lの1.4倍)

鉛及びその化合物の溶出量で最大0.018mg/L(指定基準値0.01mg/Lの1.8倍)

鉛及びその化合物の含有量で最大2,100mg/kg(指定基準値150mg/kgの14倍)

・土壤汚染の原因

いずれの特定有害物質も、申請者の行った地歴調査では使用等が確認されなかった物質であり、原因は特定できない。

(3) 指定の申請がされた土地の面積

土壤汚染状況調査の結果、指定基準に適合していないことが確認された482.38平方メートル(6単位区画)。

4. 周辺環境への影響について

- (1) 当該土地はアスファルト等で覆われているため、汚染土壤の直接摂取による健康影響はないものと考えられる。
- (2) 土地所有者により自主的に実施された当該土地の地下水調査では、六価クロム及び鉛は地下水基準に適合したことが確認されている。
- (3) 当該土地周辺に飲用井戸が確認されないことから、地下水飲用による健康影響はないものと考えられる。
- (4) 以上のことから、当該土地の土壤汚染による健康影響はないものと判断した。

5. 今後の対応

土地所有者は、基準不適合土壤の掘削除去を予定していることから、本市は周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に措置するよう指導する。土壤汚染の除去の確認後、形質変更時要届出区域の指定を解除する。

<資料>用語解説

土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。(平成14年法律第53号 平成22年4月1日改正法施行)

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査、3000平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令、土壤汚染が判明した場合の措置等を定めている。

土壤汚染対策法第14条第1項の指定の申請

法の調査義務のない土地において行なわれた自主調査結果により、当該土地の土壤が指定基準値を超過していることが思慮される場合、土地所有者は当該土地について法に基づく区域の指定を市長に申請することができる。

市長は、自主調査が公正に、かつ法に準じた方法で行なわれたものであると認められる場合、土壤が指定基準値を超過していることが思慮される土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することができる。

形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壤汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壤汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定を解除される。

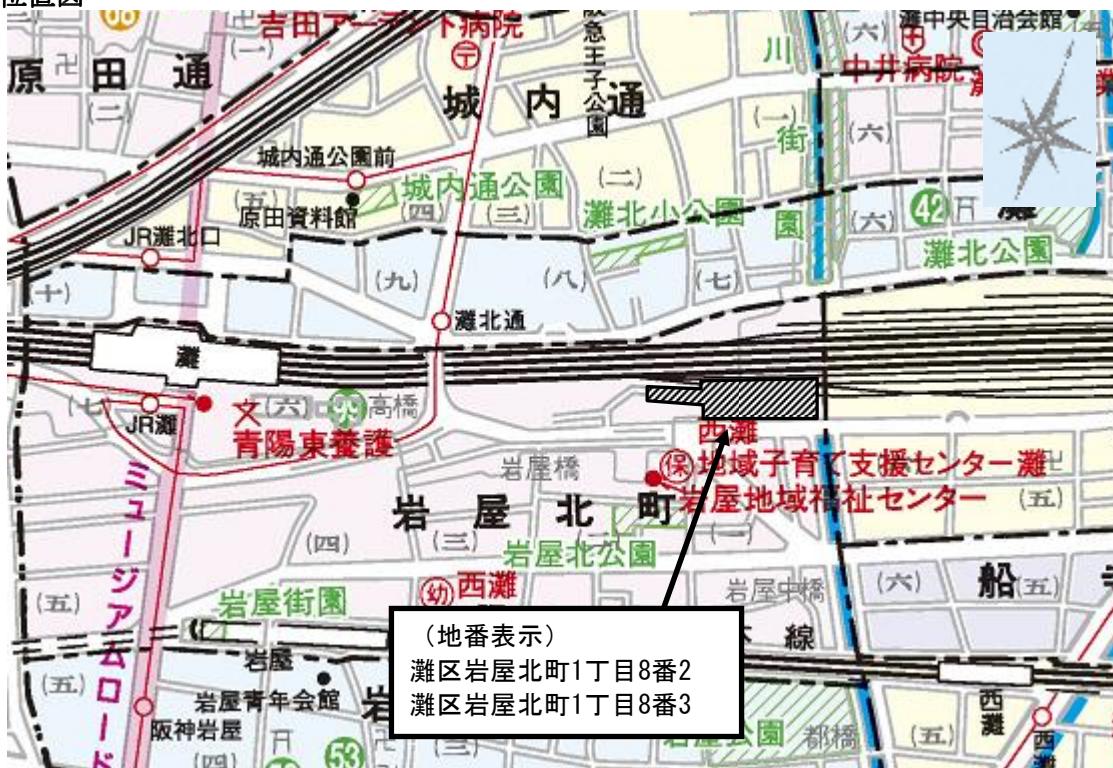
六価クロム

六価クロムは強い酸化剤で、金属メッキ、皮なめし、顔料などで広く用いられてきた。主に職業性の経気道暴露により人にクロム潰瘍、鼻中隔穿孔などを引き起こすことが知られている。

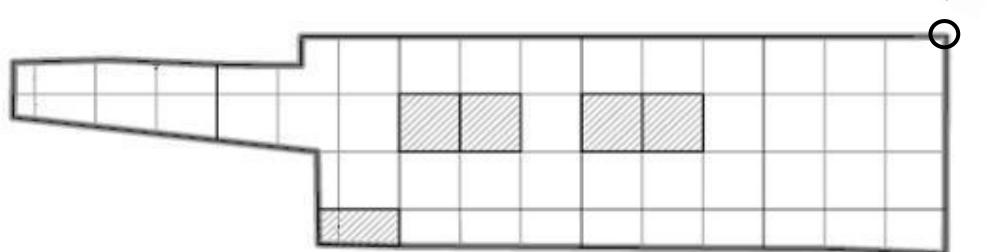
鉛

蒼白色のやわらかい金属。鋸びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料等に用いられる。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。土壤中の鉛の正常な濃度の範囲は15~30 mg/kgを示し、一般的に、植物に対する毒性は1,000 mg/kg以下の土壤濃度では見られないといわれている。

位置図



指定区域図



○ 起点

— 敷地境界

■ 形質変更時要届出区域

<起点>

起点は灘区岩屋北町 1 丁目 8 番 3 の金属標 KF13 とする。

<格子の回転角度>

66° 47' 8"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。